

平成 25 年 12 月

地連事務局 御中
会 員 各 位

(公財) 全日本弓道連盟

日頃、大変お世話になっております。さて、念願の公益法人移行も叶い、順調に機構改革に向けて進んでいる状況です。移行時の最大の懸案でありました財政基盤の確立に向けて、皆様からのご協力を得ながら、大きく舵を切ることになりました。

(つきましては、解りやすく説明をしたいと思います。)

Q. 全弓連はお金持ちで裕福な団体だと聞いていたのですが？

A. そうではないのです。そのため、公益法人移行時に厳重に指摘されました。
たとえば、ここ4～5年での正味財産減少額は年の平均で5千万を超えています。

Q. 私たち会員は全弓連へのお金を払っていないのですか？

A. 全弓連の主な収入は、審査と地連分担金及び特別賛助会員寄付（旧名誉会員）です。
皆様個人からの全弓連への直接納入はありません。

Q. もう少し詳しく教えてください。

A. 審査収入は中央審査の審査料・登録料と、地方及び連合審査の登録料の80%です。
地方審査の審査料と登録料の20%は地連の収入になり、全弓連へは入りません。
地連分担金は各地連から均等額5万円と地方及び連合審査の登録料の5%の合計です。
それに、特別賛助会員（旧名誉会員）からの賛助金によるものです。（弓道誌無料）

Q. それでは審査による収入が大部分なのですか？

A. 審査による収入は、事業収入なので法人会計の運営費用には当てられません。
法人会計の運用には会費等及び寄付金の半分の額しか充当できません。
そのため、法人会計へ多額の補てんをしているので、これを改善したいのです。

Q. よくわかりました。で、これからはどうなるのですか。

A. 一般の会員から、一人当たり年間千円のご協力をお願いすることになりました。

Q. 具体的にはどうなりますか。

A. 毎年6月30日の全弓連システム登録人数の『一般』区分の会員に、地連を通じて納入いただく形となります。年間千円のご協力を地連経由でお願いします。

Q. 上がった分は何に使うのですか。

A. 健全財政確立と、広報活動、若年層・ジュニア層の拡大、学卒者の定着、連盟運営活性化、国際化振興策、高齢者福祉対策等、現状行事の充実等に使います。
他にも、公益法人として、普及振興のための新しい行事を数多く行います。

Q. よくわかりました。ありがとうございます。